

## 室蘭工業大学における室工大発ベンチャー称号授与事前審査要項

(趣旨)

第1条 この要項は、室蘭工業大学における室工大発ベンチャー称号授与規則（平成30年度室工大規則第57号。以下「規則」という。）第11条に基づき、室蘭工業大学（以下「本学」という。）の室工大発ベンチャー称号授与の事前審査及び支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第2条 室工大発ベンチャー称号授与の事前審査を申請できる者は、規則第3条に規定する申請資格を有する企業の設立予定者（以下「設立予定者」という。）とする。

(事前審査の手続き等)

第3条 称号授与の事前審査を希望する設立予定者（以下「申請者」という。）は、別記様式1により学長に申請するものとする。

2 学長は、別記様式2又は別記様式3により称号授与の事前審査の結果を申請者に通知するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、称号授与の事前審査の手続き等は、規則第4条の規定を準用する。

(支援事業)

第4条 事前審査を通過した申請者（以下「通過者」という。）に対する支援は、規則第9条第1項第1号及び第2号に掲げるものとする。

(本審査)

第5条 通過者は、6月以内に企業を設立し、規則第4条第1項に定める申請を行うものとする。

2 前項の申請に係る審査の結果、称号の授与が認められなかった通過者は、速やかに、インキュベーション室からの退去及び商業登記の住所変更登記を行わなければならない。

3 学長は、通過者が6月以内に企業を設立しない場合、事前審査の結果を取り消すものとする。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、室工大発ベンチャー称号授与の事前審査及び支援に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年3月9日から実施する。

別記様式 1  
(第 3 条関係)

年 月 日

室工大発ベンチャー称号授与事前審査申請書

室蘭工業大学長 殿

設立予定の企業名称  
設立予定者

室蘭工業大学における室工大発ベンチャー称号授与事前審査要項第 3 条の規定により、室工大発ベンチャー称号授与の事前審査を申請します。

|  |   |
|--|---|
| 申請資格該当条項   | <input type="checkbox"/> 規則第 3 条第 1 項第 1 号<br><input type="checkbox"/> 規則第 3 条第 1 項第 2 号<br><input type="checkbox"/> 規則第 3 条第 1 項第 3 号<br><input type="checkbox"/> 規則第 3 条第 2 項 |
| 申請事由等<br>[申請資格の具備を証<br>する事実、背景を説明<br>すること。]                |   |
| 称号授与の事前審査で<br>企業設立後称号を授与<br>することが適当と認<br>定された場合に希望す<br>る支援 | <input type="checkbox"/> インキュベーション室の貸与<br><input type="checkbox"/> 企業所在地としての商業登記  |
| 事務連絡先  | [住 所]<br>[所 属]<br>[氏 名]<br>[TEL・Eメール]   |

添付資料：定款（案）

その他参考となる資料

年 月 日

室工大発ベンチャー称号授与事前審査結果通知書

設立予定の企業名称  
設立予定者 殿

室蘭工業大学長

先に申請のあった室工大発ベンチャー称号授与の事前審査について、事前審査を通過したので、通知します。

|      |   |
|------|---|
| 支援事業 | <input type="checkbox"/> インキュベーション室の貸与<br><input type="checkbox"/> 企業所在地としての商業登記  |
| 付帯事項 | 6月以内に企業を設立し、ベンチャー称号授与申請を行うこと。<br>なお、6月以内に企業を設立しない場合及びベンチャー称号授与が認められなかった場合は、速やかに、インキュベーション室からの退去及び商業登記の変更登記を行うなど、支援事業の取消しに伴う対応を行うこと。 |

別記様式3  
(第3条関係)

年 月 日

室工大発ベンチャー称号授与事前審査結果通知書

設立予定の企業名称  
設立予定者 殿

室蘭工業大学長

先に申請のあった室工大発ベンチャー称号授与の事前審査について、事前審査を通過できませんでしたので、通知します。

事前審査を通過できなかった理由